

第7期伊勢崎市障害福祉計画

第3期伊勢崎市障害児福祉計画

(素案)



世界遺産「田島弥平旧宅」PRキャラクター
くわまる

令和6年1月

伊勢崎市

1 計画の目的と位置づけ

第7期伊勢崎市障害福祉計画及び第3期伊勢崎市障害児福祉計画（以下「本計画」という。）は、令和3年度から令和8年度までの計画として策定した「第3次伊勢崎市障害者計画」に基づき、令和6年度からの3か年を計画期間として策定するものです。

本計画は、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現のため、市民や関係事業者、各種団体等が自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。本市の最上位計画である「伊勢崎市総合計画」の部門別計画として、また、本市の福祉部門における基本理念を定めた「伊勢崎市地域福祉計画」など、本市の上位計画、関連計画等や国及び県の関連計画、指針等との整合及び連携を図っています。

計画期間

	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害者 計画	第2次							第3次					
障害 福祉計画	第3期	第4期			第5期			第6期			第7期		
障害児 福祉計画					第1期			第2期			第3期		

2 計画の対象者

本計画における「障害者」の定義は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、本計画は障害のある人も障害のない人も分け隔てなくともに生きる共生社会の実現を目指す計画のため、全ての市民が本計画の当事者となります。

3 アンケート調査、意見交換等の実施

障害者の生活実態や要望、意見等を把握するため、障害福祉関係団体、特別支援学校等を対象としたアンケート調査、意見交換等を実施し、本計画を策定する上での基礎資料としました。

第3次伊勢崎市障害者計画

基本理念

障害者があたりまえに暮らせるまちの実現

障害のある人が 生涯を通じて、 いきいき暮らせる いせさきの実現

施策体系

基本施策

施策

1. 教育・育成	<ul style="list-style-type: none">① 幼児教育・療育の充実② 学校教育の充実
2. 雇用・就業	<ul style="list-style-type: none">① 一般就労の促進② 福祉的就労の充実・拡充
3. 生活支援	<ul style="list-style-type: none">① 生活支援体制の充実② 相談体制の充実・強化③ 権利擁護システムの充実
4. 安心安全で質の高い生活	<ul style="list-style-type: none">① 住環境の整備② 外出・社会参加手段の確保③ 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実④ 安全な建物・道路・交通機関の確保⑤ 防災・安全対策の充実
5. 保健・医療	<ul style="list-style-type: none">① 健康増進及び疾病の予防・早期発見の推進② 医療の充実③ 機能回復・維持訓練の充実
6. 情報・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none">① コミュニケーション手段の確保② 情報提供の充実
7. 啓発・交流・協働	<ul style="list-style-type: none">① 啓発・福祉教育・交流活動の推進② 地域福祉活動の促進③ 外国人障害者施策の充実

第7期伊勢崎市障害福祉計画・

第3期伊勢崎市障害児福祉計画

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく計画であり、国の基本指針に基づき、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保やそれらの業務の円滑な実施を目的として、成果目標、障害福祉サービス、障害児通所支援等の見込み量や見込み量の確保のための方策を定めます。

成果目標

成果目標の項目	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3	地域生活支援の充実
4	福祉施設から一般就労への移行等
5	障害児支援の提供体制の整備等
6	発達障害者等に対する支援
7	相談支援体制の充実、強化等
8	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

今期の計画では、グループホーム等の障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備等、「障害の重度化・高齢化」に対応するための取組が推進されていることを勘案し、福祉施設の入所者の地域移行を推進していきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

住民に最も身近な基礎自治体として、当事者及び保健、医療、福祉等に携わる人を含む多様な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、伊勢崎市自立支援協議会の特定課題会として設置及び運営している「精神障害地域包括ケアシステム構築検討部会」において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を行います。

さらに、地域生活への移行を希望する人のニーズの把握や地域移行に関する課題の把握及び整理に努め、適切なサービスが提供できるよう体制を整え、支援を実施します。

3 地域生活支援の充実

障害の重度化や高齢化に向けた「親亡きあと」を見据え、伊勢崎市自立支援協議会の特定課題会として設置及び運営している「地域生活支援拠点等整備部会」において、地域生活支援拠点等の整備及び拡充に向けて協議を行います。

本市では、障害者基幹相談支援センターを中心に複数の事業所が連携して機能を担う体制（面的整備型）により、地域生活支援拠点等を行うこととしています。障害者の地域生活を推進するための機能（①相談、②体験の機会・場の提供、③緊急時の受入・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向け、地域生活支援拠点等整備部会において、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、当事者のニーズや意見を踏まえた検証及び検討を継続して実施し、地域生活支援拠点等の登録事業所数の拡充に努めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の利用者の一般就労への移行を促進することとしています。

本市においても、この方針に基づき、障害者就労支援施設等における工賃向上、一般就労への移行を促進するための取組を関係機関と連携して行うとともに、伊勢崎市就労支援協議会において、市民にとって分かりやすい一般就労に係る指標の検討、目標の設定等を個別に行うほか、障害者の一般就労の促進のための取組を推進していきます。

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援を行うに当たっては、身近な地域において、障害の種別によらない、質の高い専門的な支援を行うことのできる体制を整備していく必要があります。また、障害児のライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供していくとともに、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できる社会を構築していくため、地域の関係機関が連携を図っていく必要があります。

適切な障害児支援のため、福祉部門と教育委員会、特別支援学校等の連携を強化し、障害児支援の体制整備を推進します。また、医療的ニーズの高い重症心身障害児（者）、医療的ケア児等への支援の充実を図ります。

伊勢崎市自立支援協議会の特定課題会として設置及び運営している「こども支援部会」において、これらの諸課題について教育、医療、福祉、保健等の関係機関が協議し、必要な情報を共有するとともに、密接に連携を図るための協議の場を円滑に運営していきます。また、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進し、こども支援部会において関係機関が連携して医療的ケア児を支援するための取組についても併せて協議を行います。

6 発達障害者等に対する支援

本市では、こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員などの専門職が子供の発達に関する心配ごとの相談に応じています。保護者等の不安に早期に対応していくため、関係機関との連携強化を含め、相談体制の充実を図ります。

7 相談支援体制の充実、強化等

障害のある人が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むためには、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制を確保するだけでなく、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の強化が不可欠です。

障害福祉サービス、障害児通所支援等の利用者の増加に伴い、相談支援専門員の不足が課題となっており、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成や個別事例における専門的な指導、助言等を行うなど、相談支援体制の充実、強化等を図るための施策を講じていくことが求められています。

そこで、相談支援体制の充実、強化等のため、障害者基幹相談支援センターを設置及び運営し、障害の種別や各種ニーズに対応することのできる総合的かつ専門的な相談支援を実施します。

また、伊勢崎市自立支援協議会の特定課題会として設置及び運営している「相談支援部会」において、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的かつ具体的な指導及び助言のほか、障害者基幹相談支援センターを中心として、相談支援専門員のスキルアップのための研修等を実施し、地域の相談支援機関との連携強化の取組を推進します。

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス、障害児通所支援等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中で、利用者が真に必要としているサービスを提供していくことが求められています。

本市では、国、県等が実施する障害支援区分認定調査員研修、障害者虐待防止、権利擁護等に係る各種研修に市及び障害者基幹相談支援センターの職員が参加し、専門性を高めています。また、市内の相談支援事業所等の適正な運営の確保を図るため、毎年集団指導を実施することとしています。

これらの取組を通じて、サービスの利用状況を把握し、適切なサービスの提供がなされているかの検証を行うとともに、障害福祉サービス、障害児通所支援等を提供する事業所におけるサービスの質の向上に努めます。

9 その他

① 障害者の理解促進及び障害を理由とする差別の解消

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進します。

特に、障害を理由とする差別の解消については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）が平成 28 年 4 月から施行されたことを踏まえ、本市では、伊勢崎市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程（平成 29 年訓令甲第 2 号）を定め、不当な差別的取扱いの禁止、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施等に努めています。

令和 6 年 4 月から障害者への合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されることから、伊勢崎市自立支援協議会の特定課題会として設置及び運営している「権利擁護部会」において、障害者が生涯を通じて心豊かな充実した生活を実現するための相談体制、権利擁護等の日々の生活にかかわる支援について協議していきます。

② 地域生活支援事業

全国一律のサービスである障害福祉サービス等と地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が両輪となって本計画の成果目標の達成に資するよう地域生活支援事業を実施します。必須事業については、原則として全て実施することとし、任意事業については、本市の実情、障害のある当事者等のニーズ等に応じて実施します。

③ 障害者虐待防止

障害者への虐待に関する通報等に対して24時間対応できる体制を維持し、迅速かつ適切な対応を行っていきます。

また、県、児童相談所、関係機関等と連携して障害者の虐待防止体制の構築を目指し、必要に応じて成年後見制度の利用を支援し、障害のある人の権利擁護を図ります。

④ 余暇活動・社会活動への参加促進

障害者の生活をより豊かにするため、スポーツや文化活動を含めた様々な余暇活動への参加を支援します。

また、障害者が日常的に気軽にスポーツに親しみ、参加できるよう、障害者スポーツの振興を図るほか、文化活動やレクリエーション活動を支援するなど、地域におけるノーマライゼーションの理念の浸透を推進します。

⑤ 障害者（児）の芸術文化活動の支援

障害者（児）の社会参加及び理解促進のため、国、県等と連携して、障害者（児）の芸術文化活動の支援を行います。

⑥ 生活環境の整備

障害のある人が地域で自立した生活をしていくためには、社会の一員としての生活を可能にするための環境整備が図られなければなりません。

障害者に限らず、誰もが住みよいまちづくりを推進していくため、建築物や道路などのハード面の整備にとどまらず、地域の人々の理解やサポートが極めて大切なことから、ハード及びソフトの両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

計画の進捗管理

毎年度、本計画の達成状況の点検及び評価を実施し、伊勢崎市自立支援協議会に報告するものとします。この点検及び評価の結果をもとに、本計画の推進のための新たな施策を検討していきます。

なお、本計画の策定時や見直しの際、当事者の意見、要望等を反映させるため、伊勢崎市自立支援協議会や障害福祉関係団体などから広く意見を聴取します。

素案策定の経過・今後の予定

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ① 障害福祉関係団体との意見交換 | 令和5年8月～11月 |
| ② アンケート調査の実施 | 令和5年10月～12月 |
| ③ 伊勢崎市自立支援協議会における協議 | 令和5年12月21日（木） |
| ④ パブリックコメント手続 | 令和6年1月16日（火）～2月29日（木） |
| ⑤ 伊勢崎市自立支援協議会における協議 | 令和6年3月中旬（予定） |
| ⑥ 本計画の策定 | 令和6年3月下旬（予定） |

成果目標・サービスごとの必要量の見込み

1 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目		数 値		備 考
【実績】 令和4年度末時点の施設 入所者数		216	人	・ 令和4年度末時点 において福祉施設に入所している障害者の数
令和 8 年度 末	【目標①】 地域生活移行者数	13	人	<ul style="list-style-type: none"> 施設から、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数 国の基本指針では、令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本としている。 なお、市町村は、地域生活移行の支障になっている要因や必要とする支援を含めて把握し確認すること（市町村は協議の場において共有）などが必要である。
		6.02	%	
	令和8年度末における施設入所者数	211	人	・ 令和8年度末時点での施設入所者見込数
	【目標②】 施設入所者数の削減	5	人	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末時点での施設入所者数の削減目標（見込み） 国の基本指針では、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本としている。
2.31		%		

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数 値						備 考
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
【目標①】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3	回	3	回	3	回	・国の基本指針（別表第1の8）では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定するとされている。 ・精神障害地域包括ケアシステム構築検討部会の開催回数
【目標②】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	13	人	13	人	13	人	・国の基本指針（別表第1の8）では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定するとされている。 ・精神障害地域包括ケアシステム構築検討部会の委員数
【目標③】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2	回	2	回	2	回	・国の基本指針（別表第1の8）では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定するとされている。 ・精神障害地域包括ケアシステム構築検討部会における目標設定及び評価の実施回数
【目標④】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	0	人	0	人	0	人	・「地域移行支援」の利用者のうち精神障害者
【目標⑤】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	0	人	0	人	0	人	・「地域定着支援」の利用者のうち精神障害者
【目標⑥】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	148	人	164	人	181	人	・「共同生活援助」の利用者のうち精神障害者
【目標⑦】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	0	人	0	人	0	人	・「自立生活援助」の利用者のうち精神障害者
【目標⑧】 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	5	人	5	人	5	人	・「自立訓練（生活訓練）」の利用者のうち精神障害者

(3) 地域生活支援の充実

項目	数 値						備 考
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
【目標①-1】 地域生活支援拠点等の設置	1	箇所	1	箇所	1	箇所	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針では、令和8年度末までの間に各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）することを基本としている。 本市では、地域生活支援拠点等を面的に整備する方針としている。
【目標①-2】 地域生活支援拠点等の登録事業所数	5	事業所	8	事業所	10	事業所	
設置の形態	うち市町村単独	1	箇所	1	箇所	1	-
	うち圏域で整備	0	箇所	0	箇所	0	
【目標②】 コーディネーターの配置人数	8	人	8	人	8	人	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターの配置人数を設定する。 障害者基幹相談支援センターにおける相談支援専門員数
【目標③】 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	2	人	2	人	2	人	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針では、令和8年度末までの間に地域生活支援拠点等を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置することを基本としている。
【目標④】 支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	有無	有	有無	有	有無	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針では、令和8年度末までの間に支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めることを基本としている。
【目標⑤】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	2	回	2	回	2	回	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。 地域生活支援拠点等整備部会の開催回数
【目標⑥】 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	無	有無	無	有無	無	有無	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
【実績】 令和4年度末時点の施設入所待機者数	70	人	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度末時点の施設入所待機者数 				
上記のうち、強度行動障害のある者	33	人	<ul style="list-style-type: none"> 上記のうち、強度行動障害のある者（行動関連項目10点以上） 				

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数 値		備 考	
【実績①】 令和3年度の一般就労への移行者数	16	人	・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和3年度において一般就労した者の数 ・伊勢崎市就労支援協議会における調査結果	
【実績②】 令和3年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	3	人	・令和3年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数 ・伊勢崎市就労支援協議会における調査結果	
【実績③】 令和3年度の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	3	人	・令和3年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数 ・伊勢崎市就労支援協議会における調査結果	
【実績④】 令和3年度の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	10	人	・令和3年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数 ・伊勢崎市就労支援協議会における調査結果	
【実績⑤】 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	7	人	・令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	
令和8年度	【目標①-1】 一般就労への移行者数	21 1.31	人 倍	・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度に一般就労する者の数 ・国の基本指針では、 令和3年度の移行実績の1.28倍以上 とすることを基本としている。
	【目標①-2】 就労移行支援事業の一般就労への移行者数	4 1.33	人 倍	
	【目標①-3】 就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	4 1.33	人 倍	
	【目標①-4】 就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	13 1.30	人 倍	
	【目標②】 就労移行支援事業所のうち、一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所の割合	5	割	
	【目標③】 就労定着支援事業の利用者数	10 1.43	人 倍	
	【目標④】 就労定着支援事業の就労定着率	2.5	割	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目		数 値		備 考
【目標①】 児童発達支援センターの設置		1	箇所	<ul style="list-style-type: none"> 国の「基本指針」では、令和8年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
設置の形態	うち市町村単独	1	箇所	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。
	うち圏域で整備	0	箇所	
【目標②】 障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築		無	有無	<ul style="list-style-type: none"> 国の「基本指針」では、令和8年度末までに、全ての市町村において、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
【目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保		2	箇所	<ul style="list-style-type: none"> 国の「基本指針」では、令和8年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
設置の形態	うち市町村単独	2	箇所	-
	うち圏域で整備	0	箇所	
【目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保		3	箇所	<ul style="list-style-type: none"> 国の「基本指針」では、令和8年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
設置の形態	うち市町村単独	3	箇所	-
	うち圏域で整備	0	箇所	
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1	箇所	<ul style="list-style-type: none"> 国の「基本指針」では、令和8年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
設置の形態	うち市町村単独	1	箇所	-
	うち（都道府県が関与した上での）圏域で整備	0	箇所	
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		7	人	<ul style="list-style-type: none"> 国の「基本指針」では、令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	数 値						備 考	
	令和6年度		令和7年度		令和8年度			
【目標①】 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置	有	有無	有	有無	有	有無	・国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）することを基本としている。	
設置の形態	うち市町村単独	有	有無	有	有無	有	有無	-
	うち圏域で整備	無	有無	無	有無	無	有無	
【目標②】 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導、助言等の実施	12	件	12	件	12	件	・障害者基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導、助言等の件数の見込みを設定する。 ・障害者基幹相談支援センターによる事業所訪問による指導、助言等の実施件数	
【目標③】 地域の相談支援事業所の人材育成の支援	3	件	3	件	3	件	・障害者基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ・障害者基幹相談支援センターによる実務研修等の実施件数	
【目標④】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施	3	回	3	回	3	回	・障害者基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。	
【目標⑤】 個別事例の支援内容の検証の実施	9	回	9	回	9	回	・障害者基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。 ・障害福祉課及び障害者基幹相談支援センターによるモニタリング検証の実施回数	
【目標⑥】 主任相談支援専門員の配置	4	人	4	人	4	人	・障害者基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。	
【目標⑦】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	有	有無	有	有無	有	有無	・国の基本指針では、協議会において個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発、改善等を行う取組を実施することを基本としている。	
【目標⑧】 協議会における相談支援事業所の参加	有	有無	有	有無	有	有無		
【目標⑨】 協議会における相談支援事業所の参画による専門部会の設置・実施	12	回	12	回	12	回	・協議会における相談支援事業所の参画による専門部会の実施回数を見込みを設定する。 ・相談支援部会の開催回数	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	数 値						備 考
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
【目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	・国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、令和8年度末までに、別表第1の10の表各項（次の活動指標）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としている。						
【目標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	4	人	4	人	4	人	・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
【目標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有無	有	有無	有	有無	・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
	1	回	1	回	1	回	
【目標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	無	有無	無	有無	無	有無	・都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。
	0	回	0	回	0	回	

2 サービスごとの必要量の見込み

(1) 訪問系サービス

種類	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	傾向
			実績値	実績値	見込値	計画値	計画値	計画値	
① 居宅介護	実利用者数	人	251	253	260	270	280	290	↗
	延べ利用者数	人	2,704	2,809	2,900	3,000	3,100	3,200	↗
② 重度訪問介護	実利用者数	人	7	7	7	7	7	7	→
	延べ利用者数	人	133	136	140	150	160	170	↗
③ 同行援護	実利用者数	人	34	34	34	34	34	34	→
	延べ利用者数	人	418	454	480	510	540	570	↗
④ 行動援護	実利用者数	人	13	13	14	15	17	19	↗
	延べ利用者数	人	165	167	180	200	220	240	↗
⑤ 重度障害者等包括支援	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0	→
	延べ利用者数	人	0	0	0	0	0	0	→

(2) 日中活動系サービス

種類	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	傾向
			実績値	実績値	見込値	計画値	計画値	計画値	
① 生活介護	実利用者数	人	397	422	430	440	450	460	↗
	延べ利用者数	人	4,881	5,043	5,170	5,300	5,430	5,570	↗
② 自立訓練（機能訓練）	実利用者数	人	7	6	6	6	6	6	→
	延べ利用者数	人	24	42	43	44	45	46	↗
③ 自立訓練（生活訓練）	実利用者数	人	17	13	13	13	13	13	→
	延べ利用者数	人	120	111	110	110	110	110	→
④ 就労選択支援	実利用者数	人/月	-	-	-	-	8	17	↗
⑤ 就労移行支援	実利用者数	人	60	51	49	47	45	43	↘
	延べ利用者数	人	378	384	380	370	360	350	↘
⑥ 就労継続支援（A型）	実利用者数	人	86	91	100	110	120	130	↗
	延べ利用者数	人	790	829	960	1,110	1,280	1,480	↗
⑦ 就労継続支援（B型）	実利用者数	人	491	533	600	670	750	840	↗
	延べ利用者数	人	5,107	5,426	6,090	6,830	7,660	8,590	↗
⑧ 就労定着支援	実利用者数	人	7	8	7	7	7	7	→
	延べ利用者数	人	56	57	60	60	60	60	→
⑨ 療養介護	実利用者数	人	27	27	27	27	27	27	→
	延べ利用者数	人	314	313	320	320	320	320	→
⑩ 短期入所	実利用者数	人	41	63	80	100	130	160	↗
	延べ利用者数	人	226	288	310	340	370	400	↗

(3) 居住系サービス

種類	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	傾向
			実績値	実績値	見込値	計画値	計画値	計画値	
① 自立生活援助	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0	→
	延べ利用者数	人	0	0	0	0	0	0	→
② 共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	人	253	288	320	360	400	450	↗
	延べ利用者数	人	2,580	3,019	3,340	3,690	4,080	4,510	↗
③ 施設入所支援	実利用者数	人	226	226	230	230	230	230	→
	延べ利用者数	人	2,604	2,592	2,600	2,600	2,600	2,600	→
④ 宿泊型自立訓練	実利用者数	人	1	0	1	1	1	1	→
	延べ利用者数	人	10	0	10	10	10	10	→

(4) 相談支援

種類	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	傾向
			実績値	実績値	見込値	計画値	計画値	計画値	
① 計画相談支援	実利用者数	人	1,287	1,341	1,420	1,510	1,600	1,700	↗
	延べ利用者数	人	3,567	3,383	3,800	4,200	4,700	5,200	↗
② 地域移行支援	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0	→
	延べ利用者数	人	0	0	0	0	0	0	→
③ 地域定着支援	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0	→
	延べ利用者数	人	0	0	0	0	0	0	→

(5) 障害児支援

種類	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	傾向
			実績値	実績値	見込値	計画値	計画値	計画値	
① 児童発達支援	実利用児童数	人	178	250	290	340	400	470	↗
	延べ利用児童数	人	1,488	2,152	2,700	3,400	4,300	5,400	↗
② 放課後等デイサービス	実利用児童数	人	510	583	600	610	620	630	↗
	延べ利用児童数	人	7,035	7,613	8,500	9,500	10,600	11,800	↗
③ 保育所等訪問支援	実利用児童数	人	13	15	17	20	23	26	↗
	延べ利用児童数	人	39	45	60	80	100	130	↗
④ 居宅訪問型児童発達支援	実利用児童数	人	0	0	0	0	0	0	→
	延べ利用児童数	人	0	0	0	0	0	0	→
⑤ 福祉型児童入所支援	実利用児童数	人/月	16	17	17	17	17	17	→
⑥ 医療型児童入所支援	実利用児童数	人/月	9	10	10	10	10	10	→
⑦ 障害児相談支援	実利用児童数	人	656	765	840	920	1,010	1,110	↗
	延べ利用児童数	人	1,722	1,954	2,200	2,500	2,900	3,300	↗
⑧ 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	実人数	人	6	6	6	7	7	7	→

3 地域生活支援事業

【必須事業】

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	傾向	
	実績値	実績値	見込値	計画値	計画値	計画値		
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	-	
(延べ参加者数) : 年間	人	869	1,208	1,380	1,500	1,700	1,900	↗
(2) 自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	-	
(延べ利用者数) : 年間	人	105	61	70	80	90	100	↗
(3) 相談支援事業								
① 障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	-	
障害者基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置	-	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	-	
(延べ相談件数) : 年間	件	7,701	7,957	8,350	8,620	8,970	9,330	↗
③ 住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	-	
(4) 成年後見制度利用支援事業								
(実利用者数) : 年間	人	4	4	5	5	5	5	→
(5) 成年後見制度法人後見支援事業								
		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施	-
(6) 意思疎通支援事業								
① 手話通訳者設置事業								
(実設置者数) : 年間	人	2	2	3	3	3	3	→
② 手話通訳者派遣事業								
(延べ派遣者数) : 年間	人	568	584	610	630	650	670	↗
③ 要約筆記者派遣事業								
(延べ派遣者数) : 年間	人	0	1	2	2	2	2	→
④ 知的障害者等入院時コミュニケーション支援事業								
(延べ利用者数) : 年間	人	0	0	1	1	1	1	→
(7) 日常生活用具給付事業 (給付件数) : 年間								
① 介護・訓練支援用具	件	4	15	9	9	9	9	→
② 自立生活支援用具	件	16	16	16	16	16	16	→
③ 在宅療養等支援用具	件	57	50	60	60	60	60	→
④ 情報・意思疎通支援用具	件	19	24	24	24	24	24	→
⑤ 排泄管理支援用具	件	3,844	3,832	3,820	3,810	3,800	3,790	↘
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	4	2	2	2	2	2	→
(8) 手話奉仕員養成事業								
(講習修了者数) : 年間	人	29	59	70	80	90	100	↗

(9) 移動支援事業									
(延べ利用時間数) : 年間		時間	12,725	12,847	13,480	14,150	14,850	15,580	↗
(実利用者数) : 年間		人	165	181	190	210	215	220	↗
(10) 地域活動支援センター事業									
(箇所数)		箇所	9	9	9	8	8	8	→
年間 (延べ利用者数)		人	24,396	22,784	21,500	20,300	19,200	18,100	↘

【任意事業】

種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		傾向
	実績値		実績値		見込値		計画値		計画値		計画値		
(11) 福祉ホーム事業													
(実利用者数) : 年間		人	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	→
(12) 訪問入浴サービス事業													
(実利用者数) : 年間		人	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	→
(13) 聴覚障害者生活訓練等事業													
(延べ利用者数) : 年間		人	187	211	220	220	220	220	220	220	220	220	→
(14) 日中一時支援事業 (実施箇所数/実利用者数) : 年間													
① 登録介護者事業	登録介護者数	人	25	21	21	21	21	21	21	21	21	21	→
	実利用者数	人	21	19	19	19	19	19	19	19	19	19	→
② 日帰り短期事業	実施箇所数	箇所	54	57	60	63	66	69	↗				
	実利用者数	人	203	192	192	192	192	192	192	192	192	192	→
③ サービスステーション事業	実施箇所数	箇所	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	→
	実利用者数	人	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	→
④ 身体障害者デイサービス事業	実施箇所数	箇所	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	→
	実利用者数	人	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	→
(15) 聴覚障害者ミニデイサービス事業													
(延べ利用者数) : 年間		人	180	232	240	240	240	240	240	240	240	240	→
(16) レクリエーション活動等支援事業													
(延べ利用者数) : 年間		人	595	865	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	→
(17) 声の広報等発行事業													
(実利用者数) : 年間		人	17	18	17	17	17	17	17	17	17	17	→
(18) 朗読奉仕員養成事業													
(延べ利用者数) : 年間		人	103	84	126	126	126	126	126	126	126	126	→
(19) 障害者虐待防止対策支援事業			実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	-
(20) 知的障害者職親委託事業													
(実利用者数) : 年間		人	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	→
(21) 医療的ケア支援事業													
(実利用者数) : 年間		人	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	→

参考 第6期伊勢崎市障害福祉計画・第2期伊勢崎市障害児福祉計画に係るサービス必要量見込みと利用実績

(1) 訪問系サービス			現計画における見込み			実績値	実績／見込み (令和4年度末)	分析及び評価
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度		
種類	単位							
	合計	利用者数	人／月	236	246	256	260	105.7%
利用量		時間／月	5,540	5,727	5,896	5,772	100.8%	

(2) 日中活動系サービス			現計画における見込み			実績値	実績／見込み (令和4年度末)	分析及び評価
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度		
種類	単位							
	生活介護	利用者数	人／月	379	387	395	398	102.8%
利用量		人日／月	7,391	7,547	7,703	8,154	108.0%	
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人／月	10	14	14	4	28.6%	コロナ禍の影響もあり、利用者数・利用量ともに実績が下回ったものと思われる。
	利用量	人日／月	139	195	195	59	30.3%	
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人／月	12	21	21	10	47.6%	コロナ禍の影響もあり、利用者数・利用量ともに実績が下回ったものと思われる。
	利用量	人日／月	121	212	212	158	74.5%	
就労移行支援	利用者数	人／月	39	39	39	33	84.6%	コロナ禍の影響もあり、利用者数の実績が下回ったものと思われる。
	利用量	人日／月	593	593	593	606	102.2%	
就労継続支援（A型）	利用者数	人／月	69	79	90	70	88.6%	見込んでいたより利用者数・利用量ともに伸びていない。
	利用量	人日／月	1,401	1,604	1,827	1,430	89.2%	
就労継続支援（B型）	利用者数	人／月	440	508	583	461	90.7%	見込んでいたより利用者数・利用量ともに伸びていない。
	利用量	人日／月	6,952	8,026	9,211	7,992	99.6%	
就労定着支援	利用者数	人／月	10	16	19	4	25.0%	市内の事業所が少ないこともあり、利用者数が伸びていない。
療養介護	利用者数	人／月	25	25	25	25	100.0%	伸び率は横ばいで概ね見込みどおりとなっている。
短期入所（福祉型）	利用者数	人／月	22	24	26	29	120.8%	利用者数は伸びており、利用ニーズが高いことがうかがえる。
	利用量	人日／月	150	163	177	136	83.4%	
短期入所（医療型）	利用者数	人／月	3	4	5	5	125.0%	利用者数と利用量ともに伸びており、利用ニーズが高いことがうかがえる。
	利用量	人日／月	18	24	30	31	129.2%	

(3) 居住系サービス			現計画における見込み			実績値	実績／見込み (令和4年度末)	分析及び評価
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度		
種類	単位							
自立生活援助	利用者数	人／月	1	1	1	0	0.0%	市内に事業所がないこともあり、令和4年度は利用者なしの状態となっている。
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人／月	205	221	238	262	118.6%	市内事業所の新設に伴い、概ね見込みどおりで利用者が増加している。
施設入所支援	利用者数	人／月	217	217	216	216	99.5%	利用者数は横ばいで、概ね見込みどおりとなっている。
宿泊型自立訓練	利用者数	人／月	4	4	4	1	25.0%	市内に事業所はなく、周辺自治体の事業所を利用しており、利用者は少ない。

(4) 相談支援			現計画における見込み			実績値	実績／見込み (令和4年度末)	分析及び評価
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度		
種類	単位							
計画相談支援	利用者数	人／月	208	239	275	282	118.0%	障害福祉サービスの需要増に伴い、年々増加傾向で推移した。
地域移行支援	利用者数	人／月	2	2	2	0	0.0%	市内の事業所が少ないこともあり、利用者が少ない。
地域定着支援	利用者数	人／月	2	2	2	0	0.0%	市内の事業所が少ないこともあり、利用者が少ない。

(5) 障害児支援

種類	単位		現計画における見込み			実績値	実績／見込み (令和4年度末)	分析及び評価
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度		
児童発達支援	利用児童数	人／月	111	119	128	193	162.2%	利用数・利用量とも増加率が大きくなっており、見込みを大きく上回る実績となった。
	利用量	日／月	1,676	1,797	1,933	2,887	160.7%	
放課後等デイサービス	利用児童数	人／月	465	525	592	507	96.6%	ニーズと共に事業所も増加しており、概ね見込みどおりとなっている。
	利用量	人日／月	7,068	7,980	8,998	8,381	105.0%	
保育所等訪問支援	利用児童数	人／月	3	3	3	3	100.0%	概ね見込みどおりとなっている。
	利用量	人日／月	4	4	4	3	75.0%	
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数	人／月	1	1	1	0	0.0%	市内に事業所がなく、利用者もいない。
	利用量	人日／月	12	12	12	0	0.0%	
障害児相談支援	利用児童数	人／月	128	156	191	198	126.9%	障害児通所支援事業所の利用者の増加に伴い、障害児支援利用計画の作成件数が増加していることから、実績は微増傾向となっている。
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	実人数	人	6	6	6	7	116.7%	見込みどおりの配置をすることができている。